

開門求め 漁民直接交渉 6/2

農水大臣・副大臣の出席要請

よみがえれ！有明海訴訟原告団・弁護団は、六月二日、第三回公害被害者総行動(代表委員森脇君雄ほか)の一環として、農林水産庁と直接交渉を行う。

この交渉は、数次にわたる公害事業チェック議員の会主催のヒアリングにおける到達点を踏まえて行うもので、諫早湾を閉め切る潮受堤防の開門が大きな争点となる。

従前、農水省は、中・長期開門調査が困難であるとした四年前の農水大臣決定を繰り返すのみで、調整池に代わる代替水源の確保や、排水門の開放の具体的方法について検討してこなかった。しかし、この間の公害事業チェック議員の会のヒアリングなどを通じて、開門できないとの農水大臣決定には科学的合理的根拠がないことが明らかとなってきた。諫早湾干拓潮受堤防排水門の開放を拒否する理由はどこにもない。この間、有明海異変によって有明海漁業者達は経済的精神的に追い詰め

られ自ら命を絶つ漁民たちが後を絶たず、有明海の再生に向けた排水門の開放は、待ったなしの緊急の課題である。原告団・弁護団は、この交渉において、有明海の再生に向けた実質的な議論を望んでおり、そのため、公害総行動実行委員会及び原告団・弁護団は、代替水源確保や排水門の開放に向けた一定の意思決定ができるよう、交渉の席上に、農林水産大臣ないしは農林水産副大臣が出席することを正式に要請した。

国会議員に参加要請

漁業者らは、六月二日一四時三〇分からの農水省交渉に、国会議員の参加を要請、与野党の垣根を越えた国会議員多数の参加が予想される。交渉の場所は、農林水産庁本館南入口仮設2階である。また、漁業者らは、六月三日午前一一時から水産庁との交渉も予定している。

開門の効果絶大！

五月二七日の参議院農林水産委員会において紙智子議員(共産)は、有明海の再生に向けた諫早湾干拓排水門の開放について、農水大臣に質問を行った。

農水大臣は、開門できない理由として、開門によって予期せぬ新たな漁業被害が発生することを理由としており、その根拠として、二〇〇二年に実施した短期開門調査においてアサリの斃死が発生したことをあげている。しかし、統計によれば、短期開門調査の翌年には、アサリの漁獲量が倍増していることが判明した。そのため、漁業被害が生じるとして開門を拒否する農水大臣の答弁には科学的根拠がないことが明白となった。

短期開門調査の後にアサリが増えたとの漁獲データは諫早湾内の漁業者の実感とも一致するものであり、開門によって有明海が再生されることを裏付けるといえる。また、短期開門調査の翌年には、一九九七年の潮受堤防締め切り以降削減していたタイラギが復活していたことも明らかとなった。

早期に政治決断を

農水大臣が予期せぬ被害を根拠に潮受堤防の開放を拒否していることについて、紙議員は、堤防の締め切りによって、漁業ができなくなり漁業者が廃業や自殺に追い込まれている現状をあげ、これ以上大きい予期せぬ被害とは何かと大臣に厳しく追求した。これに対して、大臣は、「関係者も含めて大きな被害が出るおそれがある」などと具体的被害をあげることなく答弁メモを読み上げるだけに終始した。

五月二八日、赤嶺政賢議員(共産)は、有明海の浄化と漁業環境の改善に関して質問趣意書を提出した。赤嶺議員は、チェックの会のヒアリングにおいて、潮受堤防を開放できないとの農水省の主張が科学的根拠のない非合理的なものであることが明白になったと指摘、有明海再生のため農水大臣の政治的決断によって堤防の開放が早期に実施されるべきであると迫った。赤嶺議員は、経塚雄策九州大学大学院教授が提案するもぐり開門について、農水省が短期開門調査以上の成果が得られないと主張する根拠を求めた。